

芳賀台地土地改良区役職員等に関する弔慰内規

第1章 総 則

第1条 この土地改良区の役職員等の疾病、死亡及びその他の不慮の災害については定款、規約、諸規程並びに総会の議決により別に定めのあるもののほかはこの内規による。

第2章 弔慰金及び見舞金

第2条 役職員等本人死亡の場合は、つぎにより花環または弔慰金をおくる。

1) 役職員本人死亡のとき 金 10,000円 と 花環

第3条 役職員等の疾病によるときは、つぎにより見舞金をおくる。

1) 役職員等本人が15日以上入院加療のとき金 5,000円

2 前項各号について判断しがたいときは理事会で決定する。

第4条 この弔慰金及び見舞金等については、返礼はしない。

第3章 附 則

第5条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

この内規は 平成13年 6月21日より施行する。

平成20年10月30日より施行する。

平成24年 4月 1日より施行する。